

医療環境問題特別委員長中間報告

ただいま議題となりました市立 2 病院の改革及び三浦半島二次医療圏における本市の救急医療体制の整備について、医療環境問題特別委員会における審査の経過と結果の中間報告を申し上げます。

本委員会は平成 19 年 9 月 18 日の本会議において設置され、既に第 1 回定例会において、それまでの審査の経過と結果について中間報告を行ったところであります。その後、委員会は、市民病院院内助産院開設に向けた助産師外来の現状等に関する視察を含め、延べ 5 回会議を開き、精力的かつ慎重に審査を進めてまいりました。

まず、第 1 回定例会での報告以降の主な質疑を申し上げますと、

- ・ 地域医療に貢献する病院のあり方に対する所見
- ・ 医療環境調査委託事業者選定における採点基準
- ・ 同調査委託金額の内訳
- ・ 市民病院院内助産院開設へ向けた環境づくりの必要性
- ・ 医療環境調査とアクションプランの効率的な執行
- ・ 救急医療の充実に対する所見
- ・ 産科診療所の新規開設に向けた支援策
- ・ 市民病院経営形態変更における選択肢
- ・ 指定管理者制度、地方独立行政法人及び民間譲渡の各デメリット
- ・ 社団法人地域医療振興協会の医師確保に関する能力
- ・ 横須賀・三浦半島地域周産期医療対策会議報告に対する県の反応
- ・ 公立病院改革ガイドラインに基づく改革プラン策定のスケジュールについてであります。

これらの質疑を踏まえ、9 月 25 日及び 10 月 7 日の委員会において調整を行った結果、病院管理部が予定している公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランの策定に当たり、本委員会として提言を行うことと決定しました。

以下、本委員会の提言を申し上げます。

市民病院の抜本的な改革の必要性については、本年第1回定例会における中間報告でも申し述べたが、今定例会では医療環境調査に基づき三浦半島二次医療圏の現状及び公立病院改革プランにおける市民病院の方向性に関する資料が示され、その必要性がさらに明らかとなった。

西地区における市民病院の役割を考えれば、当該地区での医療の持続的提供は必須であるが、現状の体制による良好な病院経営は極めて困難であることが判明した今、本市財政全体への継続的な影響を考え、赤字補てんを軽減することのできる経営形態への早期の移行を行うべきと考える。

また、全国的に不足している医師・看護師等を確保するためには、採用に関する独自の権限が必要であり、その意味からも早期に経営形態を見直す必要がある。

よって、公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランの策定に当たっては、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

- 1 市民病院の経営形態の見直しについては、公設民営化を早急に実施されたい。
- 2 公設民営化に当たっては、指定管理者制度または非公務員型の地方独立行政法人が選択肢となるが、充実した医療サービスを市民へ継続して提供し、なおかつ市民に対する行政の責任が発揮できる体制を維持することができることから、本委員会としては、指定管理者制度が最も適切であると考えます。
- 3 経営形態の見直しに際しては、職員の身分移行及び関連団体との調整について、組織改編後の運営に支障がないよう、慎重かつ誠実に検討・対処されたい。
- 4 産科医師の不足は、本市の緊急課題である。経営形態の見直しの方向性にかかわらず、早期に院内助産院の体制が実現できるよう取り組まれたい。

なお、経営形態については直営で行うべきであるとの少数意見が日本共産党からあったことを申し添えます。

以上で中間報告を終わります。